

【学位論文審査の要旨】

1. 研究の背景

営利・非営利事業の構築をつうじて、貧困や環境問題といった社会問題の解決を図るソーシャル・イノベーションは、1990年代後半より欧米各国で社会政策の一つとして取り組まれているだけでなく、我が国においても福祉や災害支援、地域活性化の手法として取り組まれてきた。2000年代には学際的な研究領域としてソーシャル・イノベーション研究が形成され、社会問題の解決を市場の持つダイナミズムに求め営利企業を重視する米国の新自由主義学派と、市場と公共双方からの社会的排除に社会問題の根源を見出し公民連携によりエージェントとして非営利組織を求める欧州の社会政策学派が展開されてきた。我が国では、ソーシャル・イノベーションの政策的な重要性の高まりとともに、2010年代にこれらの研究が紹介され、我が国における先進事例に基づく研究蓄積が進められている。

他方で、この研究領域ではそれぞれの学派における社会性理解の違いから、互いの理論的知見とそれに基づく社会政策に対する論争が展開されている。我が国におけるソーシャル・イノベーション研究もこの論争を引き継ぎ、それぞれの学派に依拠する学者間で対話不能な状態に陥っているだけでなく、その論争が社会政策や現場の混乱を招きつつある。そこで本論文では、両学派の持つ社会性理解がそれぞれの歴史的背景に根ざしていることを明らかにした上で、我が国におけるソーシャル・イノベーション研究が固有の社会性理解のもとで独自の理論的視座を有していることを明らかにしていくとともに、具体的な事例分析を通じて、既存研究では見落とされてきた社会企業家の行動類型の提示していくことを目的としている。

2. 本論文の構成

本論文は、6章立て(本文123頁)から構成されている。構成は以下の通りである。

第1章 序論

1. 1 本論文の目的
1. 2 本論文の構成

第2章 ソーシャル・イノベーションの我が国における受容と展開

2. 1 新自由主義学派 (米国型社会企業家研究)
2. 2 社会政策学派 (欧州型社会的企業論)
2. 3 我が国におけるソーシャル・イノベーション研究の導入と混乱
2. 4 「厚生」という日本型「社会性」理解
2. 5 ソーシャル・イノベーション研究のリサーチアジェンダ及び理論的イシュー

第3章 社会企業家によるハイブリッド構造の構築

3. 1 ハイブリッド構造を媒介とした、社会企業家の実践を捉える理論的視座
3. 2 事例分析：一般社団法人ラ・バルカグループ

3. 3	発見事実と理論的意義
第4章	物的資源を媒介とした利害マネジメント
4. 1	我が国におけるまちづくり研究の動向
4. 2	ソーシャル・イノベーション・プロセスモデル
4. 3	利害の結び直しとしてのまちづくり
4. 4	事例分析：株式会社黒壁（滋賀県長浜市）
4. 5	事例分析：株式会社北九州家守舎（福岡県北九州市）
4. 6	事例から導きだされる発見事実と理論的貢献
第5章	理念を媒介とした利害のマネジメント
5. 1	ソーシャル・イノベーションとしてみる「平成の大合併」
5. 2	厚生のもと市町村合併政策を実現させる制度的リーダーシップ
5. 3	事例分析：静岡県浜松市の市町村合併
5. 4	おわりに：理念を媒介とした利害マネジメント
第6章	結論
6. 1	発見事実の整理
6. 2	本論文の理論的貢献
6. 3	残された課題
	引用文献

なお、本論文の第2章は大学紀要『九州産業大学経営学会経営学論集』（九州産業大学）第28号（2017年11月,83-108頁）に掲載された単著論文「「厚生」概念に基づく日本型ソーシャル・イノベーション研究の再考」を、第3章は『NPO学会第19回年次大会報告論文』（2017年5月,1-14頁）として発表された共著論文（共著者：首都大学東京大学院社会科学部・准教授・高橋勅徳）「ソーシャルビジネスにおける同型化と事業の展開：一般社団法人ラバルカグループの事例分析」を、第4章は査読付き学術誌『Venture Review』（日本ベンチャー学会）第25巻（2015年3月,47-59頁）に掲載された単著論文「遊休不動産を利用した「利害の結び直し」として読み解かれるソーシャル・イノベーション：滋賀県長浜市株式会社黒壁と福岡県北九州市株式会社北九州家守舎の事例」を、第5章は査読付き学術誌『地域活性研究』（地域活性学会）第8巻（2017年3月,173-182頁）に掲載された単著論文「ソーシャルイノベーションの実現における地方自治体の役割：島根県隠岐郡海士町の事例をもとに」を基礎に加筆修正したものである。

3. 本論文の要旨

第1章では「1 研究の背景」で指摘された、本論文の問題意識の所在と本論文の構成がまとめられている。

第2章では、欧米の先行研究について歴史的に醸成されてきた社会性の違いから新自由

主義学派と社会政策学派として整理し、これらの研究が我が国に導入される過程で、「厚生」という固有の社会性から独自の理論的展開を構築されたことを指摘する。

先行研究は、営利企業によるソーシャル・ビジネスの構築を重視する新自由主義学派と、事業委託制度などの政策立案によって官民連携のハイブリッド構造として社会的企業の構築を求める社会政策学派に大別される。一方で新自由主義学派は社会政策学派を、市場の持つダイナミズムを政策的な介入によって削減するだけでなく、非営利組織の自律性を失わせ政府の下請け企業化を進めるとして批判する。他方で社会政策学派は新自由主義学派を、過剰な市場適応による構造的不利益を克服し得ないだけでなく、ソーシャル・イノベーションの源泉を社会企業家の特異な能力に還元して説明しているとして批判する。これは我が国も例外ではなく、両学派に依拠する研究者がそれぞれに互いの批判を繰り返してきた。本章ではこの論争を、新自由主義と社会民主主義という、それぞれが歴史的に醸成してきた「ただしさ」としての社会性に根付いた批判の応酬であるゆえに、解決不能な論争であることを指摘する。その上で、それぞれに信奉する固有の社会性のもとで独自の理論体系を構築していることを引き受けた上で、各国に固有のコンテキストのもとで可能となるソーシャル・イノベーションの多様な実践を明らかにしていく必要性を指摘する。

その上で本章では、我が国が歴史的に醸成してきた固有の社会性として「厚生」の存在を指摘し、この厚生に紐付けていくことで各事業体の持つ利害が正統化され、主体間で自律的に利害調整が行われるプロセスとしてソーシャル・イノベーションを捉えるという、独自の理論的視座を有してきたことを明らかにする。この理論的視座のもとで、我が国におけるソーシャル・イノベーション研究が、①既存の社会政策で解決し得ないローカルな社会的課題に動機づけられた社会企業家の自助努力としてのソーシャル・イノベーション、②国家の社会政策構築（第三セクターや事業委託制度等）の中で、行政が企業の自助努力を吸い上げ官民連携による社会問題の解決を目指していくソーシャル・イノベーション、③行政主導の社会政策の変革に注目する広義のソーシャル・イノベーションという、三つの理論的 이슈が存在することを指摘する。

第3章、第4章、第5章では、この三つの理論的 이슈に基づく事例分析を通じて、ソーシャル・イノベーションの新たな行動類型を明らかにしていく。

第3章では、障がい者の就労支援事業を展開する一般社団法人ラ・バルカグループの夏目浩次氏の事例を、既存の制度を想定外利用して事業化を図り、行政側が追認していくプロセスとして、ソーシャル・イノベーションを分析していく。夏目氏は障がい者の支援施策を営利事業と組み合わせることで、障がい者の労働単位としての価値を生み出し、高賃金での雇用を実現してきた。しかし、従来の障がい者支援施設とは異なる彼の事業は、模倣者が現れ障がい者を収益源とする障がい者ビジネスへと転化したことで、その社会性に疑いの目が向けられる。そこで夏目氏は、支援施策と営利事業を組み合わせる従来のビジネスモデルを破棄し、純粋な営利事業として障がい者の就労支援事業を再構築していく。

第4章では、滋賀県長浜市および福岡県北九州市におけるまちづくりの事例を通じて、

事業委託制度を通じて行政が企業の自助努力を吸い上げていく官民連携の事例分析を行う。まちづくりには、地域内の未利用資源を組み合わせ、新たな価値を産み出す事業として再構築することが求められる。しかし、未利用とはいえ地域内の資源には独自の利害を有する所有者が存在し、その資源を利用した新たな事業が特定の主体に集約される場合には利害衝突が発生する。そこで本事例では、一方で事業委託制度によって地域活性化を委託されたまちづくり会社が事業主体となりつつ、他方で彼らが商店街内の有休不動産という物的資源を媒介として、地域内の各主体の利害を明確化し、地域活性化という公の目標に紐付ける形で利害関係を再構築していく、利害マネジメントの存在が指摘される。

第5章では、静岡県浜松市における市町村合併の事例分析を通じて、行政主導による広義のソーシャル・イノベーションを、理念を媒介として地域内の利害関係者を政策実現へと動員していく過程として分析していく。「平成の大合併」は地方行政への大胆な財源と権限委譲と共に、新市町村の名称や行政サービスの内容の変革への市民参加が求められてきた。その際、行政のスリム化によって減税を求める地元財界、組織の維持による行政サービスの維持を求める各自治体の行政職員、民意の反映を求める市民団体に代表される多様な主体の利害が衝突し、首長は各主体の利害を調停し、政策実現に動員していく必要がある。浜松市長は「クラスター型政令指定都市構想」という政策的目標を掲げることで市町村合併による地域発展をイメージさせ、他方で地域内の各種体の利害がこの政策目標への参加を通じて満たされていく形に合併計画や会議を組織していくのである。

第6章では本論文の結論が述べられる。近年のソーシャル・イノベーション研究は、各学派の依拠する社会性に根付くかたちで、互いの理論的知見を批判するという解決不能の論争を展開してきた。本論文は社会性が各国の歴史性に根ざして構築されていることを受け入れた上で、社会性の違いから生じるソーシャル・イノベーションの実践の違いに注目していくことに、この研究領域の理論的発展への途を切り開く可能性を見出す。そのために本論文では、我が国における独自の社会性として「厚生」の存在を指摘し、事例分析を通じてこの視座から見出されるソーシャル・イノベーションの新たな行動類型を明らかにしてきた。この新たな行動類型は、それぞれ既存研究では見出されない社会企業家の行為戦略である。3章における「諸制度との関係を断つ」という実践、4章における「物的資源を介した利害マネジメント」、5章における「政策目標の掲揚を通じた動員」は、それぞれ官民連携のハイブリッド構造を強調する社会政策学派、社会企業家による理念の共有を強調する新自由主義学派、両学派の影響を受けつつ社会企業家に特異な能力を求める我が国のソーシャル・イノベーション研究では見出されなかった。このような社会企業家の新たな行動類型を明らかにしていくことが、ソーシャル・イノベーション研究の理論的地平を切り開くとともに、その行動類型を異なる社会性とそこに紐付けられた制度的コンテクストを持つ国へと展開していく可能性を検討していくという実践的地平を切り開くのである。

【論文審査結果の要旨】

1. 審査結果

本論文の学術上の貢献は、第一に理論的にも政策・現場実践においても混乱を招いてきた、ソーシャル・イノベーションにおける社会性を巡る論争に対して、先行研究の丹念なレビューから解決への途を切り開いたことである。本論文は先行研究における論争を、各国が歴史的に醸成してきた「ただしさ」としての社会性に依拠しているがゆえに解決不能な論争であるとした上で、その社会性の違いを受け入れた上で、そこに紐付けられた各国の制度的コンテキストの違いから生じるソーシャル・イノベーションの実践の多様性に注目するという、新たな理論的視座を提示した。このような理論的視座に立つことで、各国のソーシャル・イノベーションの実践を了解可能な形で記述してだけでなく、そこから見出された行動類型を異なるコンテキストで展開していく可能性を考察していくという可能性を切り開いた点に、本論文の学術的貢献が見出される。第二の学術上の貢献は、我が国におけるソーシャル・イノベーションの先進事例の分析を通じて、ソーシャル・イノベーションを実現していく社会企業家の新たな行動類型を見出した点である。6章において詳述される我が国の社会企業家の新たな行動類型は、新自由主義学派、社会政策学派、更には両学派の影響下にある我が国の先行研究では見出すことができなかったものである。この新たな行動類型は、ソーシャル・イノベーション研究の理論的発展とともに、新たな現場実践の礎になることが期待される点で、十分な学術的貢献を有すると考えられる。

しかしながら、本論文に対していくつかの課題を指摘せざるを得ない。第一に、厚生概念について、これが我が国の社会性として生み出された歴史的経緯については詳細に議論しているものの、概念そのものに曖昧さを残している。その結果、各事例において当事者が信奉する「ただしさ」と厚生概念との関係が若干不明瞭になっている。第二に、我が国におけるソーシャル・イノベーション研究の理論的イシューが、本論文で取り上げた三つの事例に集約されるのかには疑問が残る。我が国においてソーシャル・イノベーションが求められる社会問題は、本論文が取り上げた障がい者の雇用問題、まちおこし、市町村合併に限らない。本論文の提示する理論的視座を考慮すれば、現象面で更なる広がりが見込まれ、今後、フィールドワークを通じて掘り下げていく必要があるだろう。しかし、これらは本論文の貢献度に比べれば些細なものであり、その価値を損なうものではない。

2. 合否判定

本審査委員会は、学位申請者である木村隆之に対して、平成 30 年 1 月 29 日に本論文について公開審査を実施した。その結果、申請者が博士学位を取得するにふさわしい学識を有していることが確認できた。よって、本審査委員会は申請者木村隆之に対して、首都大学東京博士(経営学)の学位を授与することが適当であると判定する。